

## 試合運営におけるセキュリティ関連諸規程の改定

### 【Jリーグ公式 HP 掲載内容】

Jリーグは、Jクラブとともに、『試合実施時におけるセキュリティは、究極の観客サービスである』というスローガンのもと、次の安全理念を掲げ、世界に誇れる安全で快適なスタジアム環境を確立できるよう努めています。また、各クラブの運営担当や警備会社等の有識者によって研究会を定期的実施し、安全で快適なスタジアム環境の構築を図っています。

### ■試合実施時におけるJリーグ安全理念

1. 観客の安全を何よりも優先する。
2. 選手およびチームスタッフは、かけがえのない財産であり、また審判は競技進行の要であって、その安全性は確保されなくてはならない。
3. マッチコミッショナーおよび競技スタッフは、試合運営に欠かせぬ存在であり、その安全性は確保されなくてはならない。
4. 選手にフェアプレーを徹底し、観客にはフェアプレー精神にのっとった応援・観戦を心から願う。
5. スタジアムの安全性の充実を目指す。

スローガン 『試合実施時におけるセキュリティは、究極の観客サービスである』

### ■Jリーグ統一禁止事項

- 花火、爆竹、発煙筒、ガスホーンの持ち込み禁止
- ビン、カン類の持ち込み禁止
- フィールドへモノの投げ込み禁止
- フィールドへの飛び降り禁止
- 暴力行為の禁止
- **差別的、侮辱的もしくは公序良俗に反する言動の禁止**  
**※当該言動が上記に該当するかは主管クラブが判断することとします**

### ■Jリーグ共通観戦マナー&ルール

Jリーグでは、全クラブ共通のルールとマナーを設けています。スタジアムに訪れたファン全員が、気持ちよく楽しい時間を過ごせるように、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

守ってほしいこと	くわしい内容
スタジアムに持ち込めないもの	■花火、爆竹、発煙筒、ガスホーンなどは持ち込めません。 ■ビン、缶類も、持ち込めません。中身は入口で紙コップに移してご入場ください。 ■ペットを連れての観戦はできません。(盲導犬、聴導犬を除く) ■入場口では手荷物検査にご協力ください。
応援マナー	■応援の横断幕や垂れ幕は、観戦や試合運営の邪魔にならないよう、決められた場所にとりつけてください。 (変更前) ■人を傷つけることを目的とした横断幕や垂れ幕を掲げることは、おやめください。 (変更後) ■ <b>差別的、侮辱的もしくは公序良俗に反する発言や行為は、絶対におやめください。</b> ■2階席、3階席の前方から身を乗り出して大きな旗を振ることは、大変危険なので禁止しています。
試合運営妨害	■ホイッスル(笛)や拡声器等のサイレンの使用は、禁止しています。 ■フィールドにものを投げ込まないでください。 ■フィールドには、絶対に入らないでください。
迷惑行為	■通路に荷物をおいたまま、また通路に立ち止まったの応援・観戦はおやめください。安全のため、通路の確保にご協力ください。 ■観客席は禁煙です。喫煙は、指定の場所をお願いします。 ■周辺の公共機関(救急の医療施設等)の駐車場の利用は遠慮ください。

## ■ 試合運営管理規程

※以下のものはJリーグの主管する試合での運営管理規程となるため、各クラブで制定している試合運営管理規程も今回の改定に準拠し、明文化する。

JリーグならびにJリーグ51クラブでは、安全で快適なスタジアムでの試合観戦を提供するため、試合運営管理規程に沿って試合運営をおこなっております。

観戦にあたっては、**フェアプレー精神に則った応援をお願いするとともに**、試合運営管理規程を遵守くださいますようお願いいたします。

**なお、当該行為が試合運営管理規程に抵触するか否かについては、Jリーグまたは各クラブが最終的に判断させていただきます。**

また、各クラブによって主管試合の試合運営管理規程(持ち込み禁止物・横断幕掲出ルール)が異なりますので、ご来場の際は各クラブのホームページでご確認ください。

### 第1条(目的)

この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下Jリーグという)が自ら主管する全ての試合の円滑で安全な運営を確保し、且つ、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフおよび関係者の安全を確保することを目的とする。

### 第2条(規程の対象)

スタジアムおよびその他関連施設に入場しようとし、または入場したすべての者に適用される。

### 第3条(定義)

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1)試合            | Jリーグ公式試合(「Jリーグ規約第40条」)のうち、Jリーグが自ら主管する全ての試合をいう。 |
| (2)施設            | 試合運営のために、Jリーグが管理するスタジアム等の施設及び区域一切をいう。          |
| (3)運営・安全責任者      | 施設の全般的な安全と運営に責任を有する者であり、Jリーグ事務局長または代行者をいう。     |
| (4)運営担当・セキュリティ担当 | 運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のため業務に従事する者をいう。          |
| (5)警備従事員         | 大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。                  |

### 第4条(持ち込み禁止物)

施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。

1. Jリーグ統一禁止事項(Jリーグ共通観戦マナー&ルール)により持ち込みを禁止されている物。
2. 施設管理者により持ち込みを禁止されている物。
3. **以下に該当すると主催者もしくは主管者が判断した掲示板、立て看板、横断幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等**
  - ① 政治的、思想的、宗教的主義、主張または観念を表示し、または連想させるもの
  - ② 差別的、侮辱的な内容、表現を含むもの
  - ③ 選手やチームを応援または鼓舞する目的が認められないもの
  - ④ 大会の運営に支障を及ぼすおそれがあるもの
4. 特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物(特定の会社、製品等を連想させる物を含む。)
5. その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、若しくはそれらのおそれがあると運営担当・セキュリティ担当または警備従事員が認める物

## 第5条(禁止行為)

施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. Jリーグ統一禁止事項(Jリーグ共通観戦マナー&ルール)により禁止されている行為。
2. 施設管理者により禁止されている行為。
3. 正当なチケット又は通行証を所持せず入場すること。
4. 抗議集会、デモ等大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。
5. アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、または施設においてこれらの影響により酩酊し、試合運営または他人の行為等を阻害する行為。(酩酊とは:アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態。)
6. 当該施設および関連する場所で、勧誘、演説、集会、布教等観戦する以外の行為をすること。
7. 所定の場所以外に車両または自転車を乗り入れ、若しくは所定の場所以外において駐車または駐輪すること。
8. 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
9. 所定の場所以外にゴミその他汚物を廃棄すること。
10. 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
11. 大会の音声、映像の全部または一部をインターネットその他メディアを通じて配信すること。
12. 試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。
13. **人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること。**
14. **上記各号のほか、公序良俗に反する発言または行為をすること。**

## ● 第6条(施設において)

施設に入場しようとし、または入場した者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

1. チケット、身分証明書、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること。
2. 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
3. 事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、警備従事員または治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

## ● 第7条(販売拒否事由)

主催者は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない。またその者が自らまたは第三者を通じて入場券を取得した場合、主催者はその者に対し、第9条に基づき入場を拒否することができる。

1. 暴力団またはこれに類する反社会的勢力(以下、「暴力団等」という)に所属する者(以下「暴力団員等」という)
2. 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者
3. 自己または第三者の利益を図る目的等で暴力団等または暴力団員等を利用している者
4. 暴力団等または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者
5. 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
6. 第8条に違反する行為を目的として入場券を取得する者
7. その他入場券の販売をしないこととする相当の理由があると主催者側が判断した者

## ● 第8条(転売等の禁止)

何人も第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、入場券を転売(インターネットオークションを通じての転売を含む)その他の方法で取得させてはならない。ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ業として行われぬ場合については、この限りではない。

- **第9条(入場拒否、退場命令、物の没収)**

1. 運営・安全責任者は、第4条、第5条または第6条に違反した者および第7条の規程に該当する者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、および第4条に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。
2. 主催者または管理者は、前項に該当する者に対し、主催者または管理者が被った損害(当該者の違反行為を理由としてクラブに科された制裁に起因してクラブが被った一切の損害を含む。)の賠償を請求することができる。
3. 運営・安全責任者は、第1項に該当する者に対し、その後開催されるJリーグ公式試合についての入場を拒否することができ、またはチケットの返還を求めることができる。
4. 運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

- **第10条(権限の委任)**

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。